

構造計算適合性判定での事前相談の実施について

平成 27 年 6 月 1 日

(一財)大阪建築防災センター

建築確認申請の際に、構造計算適合性判定によって建築物が不適合となることを未然に防止し、改正建築基準法の下で建築計画が円滑に行われることを目的として、特定行政庁、指定確認検査機関との協力のもとに、指定構造計算適合性判定機関による事前相談を実施します。

建築確認申請がされる前に、計画中の建築物（個別案件）の構造計算について、工学的判断に係る設計者の考え方を示していただき、その考え方が適切かどうかについて回答します。

対象建築物

大阪府内の計画建築物で、構造計算適合性判定が必要であり、かつ、確認申請の時期がほぼ確定しているもののうち、構造計算適合性判定に関する事前相談を希望するもの。

この事前相談は依頼に応じて行うものであり、義務ではありません。

事前相談の内容

モデル化や諸数値の設定など構造計算に関する工学的判断を要する事項について、設計者等の判断・考え方を具体的に示していただき、その考え方が適切かどうかについて回答します。

手続き

構造判定事前相談書に、必要な参考図書（相談内容を説明する資料等）を添えて、建築主事又は指定確認検査機関に 1 部を提出してください。提出図書は、相談終了後返却します。【事前相談の流れ参照】

本手続きに要する標準処理期間は判定機関の受理日から 21 日を予定しています。

問い合わせ先

- ◆高さ 60m 以下の建築物については、
一般財団法人大阪建築防災センター 構造計算適合性判定センター
電話 06-4793-8411 FAX 06-4793-8412
E-mail hantei-info@okbc.or.jp

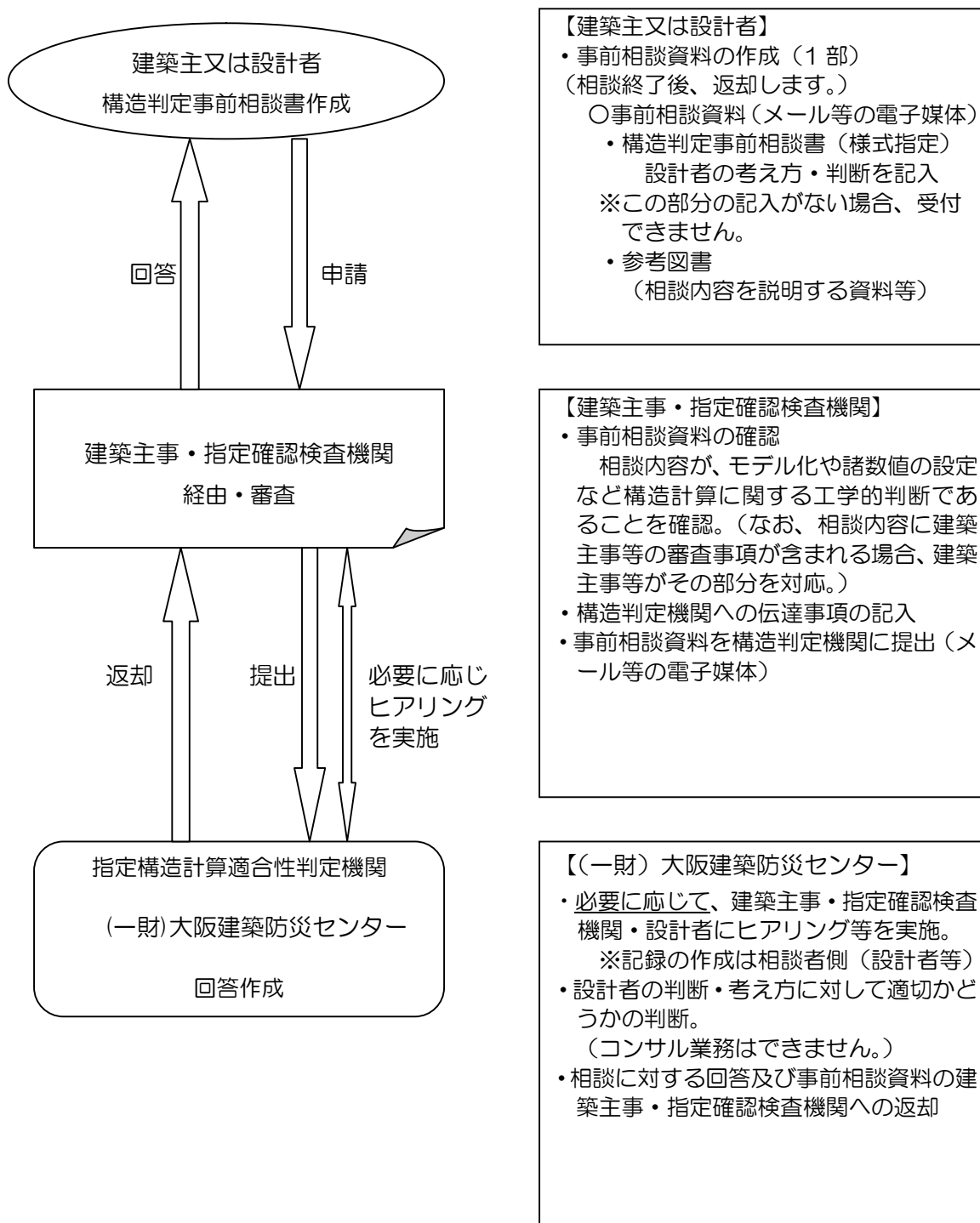
※区分には例外がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

その他

事前相談の手数料は必要ありませんが、**事前相談資料の搬送等は建築主又は設計者**となります。

確認申請後の構造計算適合性判定の際には、詳細な審査により質疑が生じることがあります。また、法律、告示、技術的助言等の変更により、事前相談時の回答が有効でなくなる場合があります。

事前相談の流れ



【建築主又は設計者】

- ・事前相談資料の作成（1部）
（相談終了後、返却します。）
- 事前相談資料（メール等の電子媒体）
 - ・構造判定事前相談書（様式指定）
設計者の考え方・判断を記入
※この部分の記入がない場合、受付できません。
 - ・参考図書
（相談内容を説明する資料等）

【建築主事・指定確認検査機関】

- ・事前相談資料の確認
相談内容が、モデル化や諸数値の設定など構造計算に関する工学的判断であることを確認。（なお、相談内容に建築主事等の審査事項が含まれる場合、建築主事等がその部分に対応。）
- ・構造判定機関への伝達事項の記入
- ・事前相談資料を構造判定機関に提出（メール等の電子媒体）

【（一財）大阪建築防災センター】

- ・必要に応じて、建築主事・指定確認検査機関・設計者にヒアリング等を実施。
※記録の作成は相談者側（設計者等）
- ・設計者の判断・考え方に対して適切かどうかの判断。
（コンサル業務はできません。）
- ・相談に対する回答及び事前相談資料の建築主事・指定確認検査機関への返却

※1 事前相談の手数料は必要ありませんが、事前相談資料の搬送等は、建築主又は設計者となります。ご協力をお願いします。

※2 確認申請後の構造計算適合性判定の際には、詳細な審査により質疑等が生じることがあります。また、法律、告示、技術的助言等の変更により、事前相談時の回答が有効でなくなる場合があります。